

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第113期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社名村造船所

【英訳名】 Namura Shipbuilding Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 名村 建介

【本店の所在の場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員社長補佐 井関 延行

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員社長補佐 井関 延行

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第112期 第1四半期 連結累計期間	第113期 第1四半期 連結累計期間	第112期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	30,786	31,214	136,034
経常利益 (百万円)	3,686	2,238	6,041
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,725	157	2,273
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,303	1,102	1,351
純資産額 (百万円)	41,836	42,332	41,569
総資産額 (百万円)	208,417	181,150	195,730
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	35.77	3.25	47.10
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	35.64	3.23	46.95
自己資本比率 (%)	19.7	22.9	20.8

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第112期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当企業集団(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当企業集団の事業等のリスクに重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、特に記載すべき事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当企業集団が判断したところによるものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、本年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故とそれに伴う電力供給不足問題が相俟って、経済活動に対して障害をもたらした。先行き懸念を増大させました。また、中国等の新興国は成長を継続したものの、ギリシャ等のソブリンリスク問題によるユーロ不安とアメリカの金融政策・景気回復の不透明感等による米ドル不安が円高基調を増幅させつつあります。

造船業界におきましては、2011年1月から3月までの世界の新造船竣工量が26,461千総トン（前年同四半期比3.0%増）となり、過去最高を記録した前年をさらに上回ったのに対し、中国の受注量が大きく減少した結果、受注量は12,867千総トン（前年同四半期比49.5%減）となり前年同四半期の実績に比べて半減いたしました。中国船舶工業行業協会の報告書によれば、一定規模以上の中国造船所の内約半数においては2011年1月から4月の間受注実績が無かったと報じられており、省燃費性能の向上のほか需要の変化への対応力が課題と見られております。この結果、2011年3月末における世界の手持工事量は260,857千総トン（前年同四半期末比10.0%減）とさらに減少したことになります。2011年1月から3月までの国別シェアとしては、竣工量は中国が37.3%で首位、韓国が35.1%で第2位、わが国は21.0%で第3位でありましたが、受注量では韓国が54.7%の首位、わが国が19.7%の第2位、中国が18.9%の第3位となりました。しかしながら、2011年3月末の手持工事量では中国が39.1%で首位、韓国が34.7%で第2位であり、わが国は16.6%で第3位となっています。

当企業集団は未だ約3年半分の新造船手持工事量を確保してはいるものの、中国・韓国の造船所のみならず国内企業を含めたグローバルな生存競争に勝ち残らなければならない状況に鑑み、価格、品質、性能、サービスそして省エネ、環境対策などを総合した顧客満足度の向上による競争力強化を目指して企業体質の抜本的改善に取り組むと同時に、積極的な受注活動による手持工事量の積み増しに向けて商品開発の加速とリードタイムの大幅短縮が可能となる体制を整備し、常時3年分の手持工事量確保に努めてまいります。

当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は31,214百万円（前年同四半期比1.4%増）となりました。損益面では、円高や鋼材をはじめとする資機材価格の高騰により、当第1四半期連結累計期間の営業利益は2,153百万円（前年同四半期3,633百万円の営業利益）、経常利益は2,238百万円（前年同四半期3,686百万円の経常利益）といずれも前年同四半期に比べ減益となりました。また、保有する投資有価証券のうち、時価が著しく下落し、かつその回復を認め難いものについて減損処理を実施し1,055百万円の投資有価証券評価損を特別損失として計上した結果、当第1四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は1,131百万円（前年同四半期3,460百万円の税金等調整前四半期純利益）、四半期純利益は157百万円（前年同四半期1,725百万円の四半期純利益）となりました。

ただし、四半期における有価証券の評価方法は洗替え方式を採用していますので、今後の当期各決算期末における時価により特別損失の計上額が変動する場合や特別損失を計上しない場合があります。

また、新造船事業では四半期毎に売上対象となる隻数・船型が異なる上に、資材価格や為替等の変動要因が多数あり、工事損失引当金額も大きく変動することがあること、鉄構陸機事業におきましては工事が第4四半期に集中する傾向にあることなどの諸事情から、第1四半期業績と年度業績とは必ずしも連動いたしません。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

新造船事業

当第1四半期連結累計期間におきましては250千重量トン型鉱石運搬船（W O Z M A X）1隻、174千重量トン型撒積運搬船1隻、92千重量トン型撒積運搬船1隻、函館どつく株式会社建造の32千重量トン型撒積運搬船2隻、79百重量トン型セメント運搬船1隻、合計6隻を完工し、当第1四半期連結累計期間の売上高は25,861百万円（前年同四半期比2.8%減）となり、損益面については2,940百万円の営業利益（前年同四半期4,122百万円の営業利益）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末の受注残高は410,020百万円（前年同四半期比24.9%減）であります。

当第1四半期連結累計期間におきましては売上計上の対象となった米ドル額は189百万米ドルであり、そのうち137百万米ドルは既に円転或いは為替予約を実施しており、その平均円転レートは1米ドル当たり89円02銭であります。また、当第1四半期連結累計期間売上対象の米ドルのうち為替予約未済の額につきましては、売上計上に際して期末日レートである80円73銭を使用しております。

修繕船事業

修繕船事業の中核を担う函館どつく株式会社は、大型ドックの稼動に加えて東日本大震災被災船の緊急修繕工事要請に積極的に対応した結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,828百万円（前年同四半期比88.7%増）となりましたが、大型船修繕設備投資による減価償却費の増加等により、損益面については100百万円の営業損失（前年同四半期175百万円の営業利益）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末の受注残高は967百万円（前年同四半期比64.1%減）であります。

機械事業

機械事業を担うオリイメック株式会社におきましては、新興国市場での販売拡大および現地生産によるコスト圧縮などグローバル戦略を推し進めており、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,354百万円（前年同四半期比5.5%増）となり、損益面については94百万円の営業損失（前年同四半期155百万円の営業損失）となり、従来から推し進めている事業再構築の効果もあり、僅かながらも回復の兆しが現れ始めております。

なお、当第1四半期連結会計期間末の受注残高は2,138百万円（前年同四半期比24.0%増）であります。

鉄構陸機事業

当第1四半期連結累計期間の売上高は279百万円（前年同四半期比6.1%減）となり、損益面については191百万円の営業損失（前年同四半期33百万円の営業損失）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末の受注残高は4,792百万円（前年同四半期比45.7%減）であります。

その他事業

当第1四半期連結累計期間の売上高は892百万円（前年同四半期比18.2%減）となり、損益面については106百万円の営業利益（前年同四半期61百万円の営業利益）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末の受注残高は1,530百万円（前年同四半期比16.4%増）であります。

(2) 財政状態の分析

重要な会計方針及び見積り

当企業集団の四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、従来から保守的、かつ透明性の高い会計方針を堅持し作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたっては、四半期連結会計期間末における資産・負債において、仮定の設定を行い引当金等を計上しており、これは、合理的と考えられる方法及び過去の実績等も考慮して行っているものでありますが、その見積りが実際の結果と異なる場合もあります。

財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、主に現金及び預金が減少したことにより前連結会計年度末比13,504百万円減少し、140,118百万円となりました。

(固定資産)

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、主に有形固定資産が減少したことにより前連結会計年度末比1,076百万円減少し、41,032百万円となりました。

(流動負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、主に前受金が減少したことにより前連結会計年度末比14,565百万円減少し、122,049百万円となりました。

(固定負債)

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、主に長期借入金が増加したことにより前連結会計年度末比778百万円増加し、16,769百万円となりました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末にその他有価証券評価差額金を押し下げていた投資有価証券の一部を減損処理したことで含み損が減少した結果、その他有価証券評価差額金が増加したことを主因として前連結会計年度末比763百万円増加し、42,332百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当企業集団の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要 (企業価値の源泉)

当社は、1911年(明治44年)の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年にわたり安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の三大船社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

(企業価値向上のための取組み)

平成23年4月1日付で発足いたしました新執行体制の下、当企業集団は平成23年度から平成25年度までの3ヶ年間の新中期経営計画「挑む」を策定し、「あらゆる変化に対応できる体制の構築」を経営目標として、過去に経験したことのない急速で激しい変化に敏速に対応するため、当企業集団の適応力の強化を急いでおります。新執行体制により新しい発想で事業環境の劇的な変化に挑戦し、「新たな発展」「新たな進化」を目指して、邁進してまいります。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの構築およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次の通りであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、執行役員制度を採用して、経営に関する意思決定と業務の執行およびこれらに対する監視の各機能の充実・強化を図り、審議の充実と業務執行の迅速化・効率化を通じて、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、対応方針の詳細については、平成23年5月13日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

（当社ホームページ：<http://www.namura.co.jp/>）

上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(基本方針の実現に資する特別な取組みについて)

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて)

・当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

(b)株主意思を重視するものであること

(c)独立委員会による判断の重視と情報開示

(d)合理的な客観的要件の設定

(e)第三者専門家の意見の取得

(f)デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発活動は、顧客ニーズに対応すべく新船型や新機種の開発、既存製品の品質向上、生産性向上などを中心に取組み、研究開発の総額は145百万円となりました。

研究開発活動をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

新造船事業

環境に配慮した省燃費船型の研究や既存製品の品質向上、船型開発を中心とした開発等を外部研究機関とも連携し取組み成果をあげつつあります。研究開発費の総額は50百万円であります。

機械事業

プレス用自動化装置、精密ばね成形機等において顧客ニーズに対応した新商品を開発、市場に投入し成果をあげつつあります。研究開発費の総額は94百万円であります。

鉄構陸機事業

取扱商品の拡大をねらい新たな製品等の研究開発、既存製品の品質向上を目的とした開発等を行い成果をあげつつあります。研究開発費の総額は0百万円であります。

その他事業

既存製品の品質向上、生産性の向上を目的とした開発等を行い成果をあげつつあります。研究開発費の総額は1百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,386,417	48,386,417	大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は100株でありま す。
計	48,386,417	48,386,417		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	48,386	-	8,083	-	9,556

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができないので、直前の基準日である平成23年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 90,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	48,268,400	482,684	同上
単元未満株式	27,117		同上
発行済株式総数	48,386,417		
総株主の議決権		482,684	

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式4,800株が含まれております。
「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社保有の自己株式93株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株名村造船所	大阪市西区立売堀二丁目1番9号	90,900		90,900	0.19
計		90,900		90,900	0.19

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	73,236	64,536
受取手形及び売掛金	25,943	22,218
有価証券	40,043	40,044
商品及び製品	1,220	1,385
仕掛品	3,700	3,225
原材料及び貯蔵品	1,119	1,081
その他	8,361	7,629
流動資産合計	153,622	140,118
固定資産		
有形固定資産	34,115	33,448
無形固定資産		
のれん	843	708
その他	667	657
無形固定資産合計	1,510	1,365
投資その他の資産	6,483	6,219
固定資産合計	42,108	41,032
資産合計	195,730	181,150
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,687	23,587
短期借入金	5,394	5,466
未払法人税等	3,786	422
前受金	90,990	82,252
工事損失引当金	4,791	4,739
その他の引当金	754	635
その他	5,212	4,948
流動負債合計	136,614	122,049
固定負債		
長期借入金	11,782	11,209
退職給付引当金	3,792	3,687
その他の引当金	187	146
その他	1,786	1,727
固定負債合計	17,547	16,769
負債合計	154,161	138,818

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,083	8,083
資本剰余金	9,616	9,616
利益剰余金	24,001	23,819
自己株式	43	43
株主資本合計	41,657	41,475
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	771	83
繰延ヘッジ損益	11	20
為替換算調整勘定	77	40
その他の包括利益累計額合計	859	63
新株予約権	72	72
少数株主持分	699	722
純資産合計	41,569	42,332
負債純資産合計	195,730	181,150

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	30,786	31,214
売上原価	25,285	27,274
売上総利益	5,501	3,940
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	745	667
その他	1,123	1,120
販売費及び一般管理費合計	1,868	1,787
営業利益	3,633	2,153
営業外収益		
受取利息	32	19
受取配当金	69	64
為替差益	30	73
その他	67	34
営業外収益合計	198	190
営業外費用		
支払利息	104	91
その他	41	14
営業外費用合計	145	105
経常利益	3,686	2,238
特別損失		
投資有価証券評価損	-	1,055
災害による損失	-	52
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	226	-
特別損失合計	226	1,107
税金等調整前四半期純利益	3,460	1,131
法人税、住民税及び事業税	1,258	417
法人税等調整額	354	534
法人税等合計	1,612	951
少数株主損益調整前四半期純利益	1,848	180
少数株主利益	123	23
四半期純利益	1,725	157

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,848	180
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	724	854
繰延ヘッジ損益	179	31
為替換算調整勘定	0	37
その他の包括利益合計	545	922
四半期包括利益	1,303	1,102
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,179	1,079
少数株主に係る四半期包括利益	124	23

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 流動資産 49百万円 投資その他の資産 453百万円 2 受取手形割引高は30百万円であります。	1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 流動資産 47百万円 投資その他の資産 454百万円 2 受取手形割引高は90百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 1,227百万円 のれんの償却額 136百万円	減価償却費 1,002百万円 のれんの償却額 135百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	386	8	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	338	7	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計を適用しているものを除いて、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)2
	新造船	修繕船	機械	鉄構陸機	その他			
売上高								
外部顧客への売上高	26,616	1,498	1,283	297	1,092	30,786		30,786
セグメント間の内部 売上高又は振替高					26	26	26	
計	26,616	1,498	1,283	297	1,118	30,812	26	30,786
セグメント利益又は セグメント損失()	4,122	175	155	33	61	4,170	537	3,633

(注) 1 セグメント利益の調整額 537百万円には、セグメント間取引消去 3百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 534百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)2
	新造船	修繕船	機械	鉄構陸機	その他			
売上高								
外部顧客への売上高	25,861	2,828	1,354	279	892	31,214		31,214
セグメント間の内部 売上高又は振替高					24	24	24	
計	25,861	2,828	1,354	279	916	31,238	24	31,214
セグメント利益又は セグメント損失()	2,940	100	94	191	106	2,661	508	2,153

(注) 1 セグメント利益の調整額 508百万円には、セグメント間取引消去 4百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 504百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	35円77銭	3円25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,725	157
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,725	157
普通株式の期中平均株式数(千株)	48,229	48,265
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	35円64銭	3円23銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)	182	219
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

特に記載すべき事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

株式会社 名村造船所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松田 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤川 賢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。